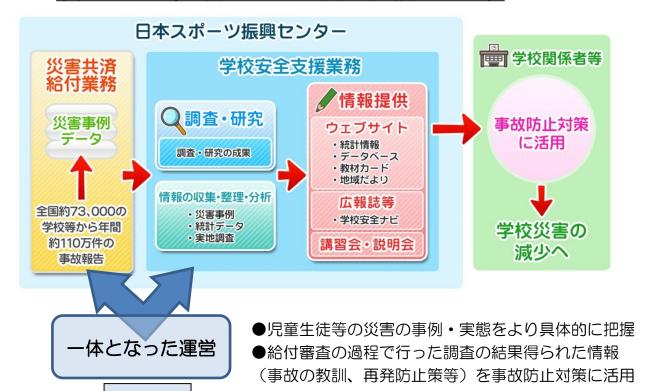
1 JSC (学校安全部) の役割と災害共済給付

独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)は、学校の管理下における児童生徒等の災害に対して、災害共済給付を行うとともに、災害共済給付業務の実施によって得られる災害事故情報を活用して、事例・統計データの整理、分析及び調査・研究を行い、その成果を学校関係者等に分かりやすく提供することにより、学校における事故防止のための取組を支援している。



「被災児童生徒等の救済」 + 「事故防止対策への支援」

= 学校現場に安心感を与え、学校教育活動が消極的になることを防止



「学校教育の円滑な実施に資する」という目的の達成

- ◆災害共済給付制度の性格
 - ⇒ 国・学校の設置者・保護者の三者による互助共済制度



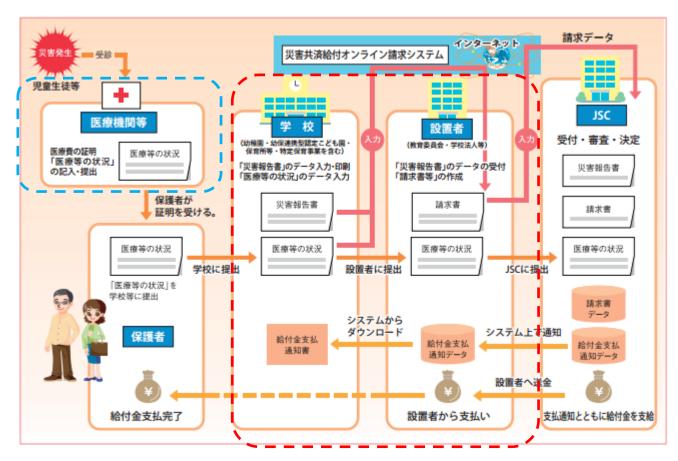
学校の管理下でおきた 災害については、

教師の過失の有無に関 わらず、

幅広く被災児童生徒等 を救済

2 災害共済給付の流れ

災害共済給付は、「災害共済給付オンライン請求システム」により行われている。 専用のシステムを構築し、運用することで、学校や学校の設置者は、書類作成業務の合 理化や学校の管理下における災害に関する統計情報の活用が可能となる。



※ 災害共済給付の実施に当たっては、関係団体等の協力が必要不可欠である。 (上図の赤点線及び青点線囲み部分)

(自治体等の協力)

・学校及び学校の設置者が、支払請求等の災害共済給付について の事務(災害報告書・請求書等の作成、保護者への給付金支払 等)を行っている。

(医療関係団体の協力)

医師会等の医療関係団体からは、被災児童生徒等の医療費の証明について、文書料(証明料)を無料にするなどの協力を得ている。

災害共済給付の対象と給付金額 3

(1)学校の管理下の範囲

災害共済給付の対象となる学校の管理下の範囲は、以下のような場合である。

- ●学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- ●学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ●休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて 学校にある場合
- ●通常の経路及び方法により通学する場合
- ●その他、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合



「学校の管理下」の認定に当たっては、

学校教育行政に対する知識、最新の施策等の把握が必要である。

例) 部活動における外部指導者への指導委任

絶えず、文科省や教育委員会との連携が必要。

(2) 災害の種類・範囲と給付金額

| 災害の 種類 | 災害の範囲 | | 給付金額 | | |
|-----------|----------|---|--|--|--|
| 負 傷 | | 由が学校の管理下で生じたもの 費用の額が5,000円以上のもの | 医療費 自己負担額(例:療養に要する費用の額の3/10) | | |
| 疾病 | で、療養に要する | ・由が学校の管理下で生じたもの 費用の額が5,000円以上のものの 令で定めているもの | +療養に要する費用の額の1/10 (療養に伴って要する費用として加算) ※医療保険並の療養に限る | | |
| 障害 | | 急傷及び上欄の疾病が治った後 の程度により第1級から第14級に | 障害見舞金 3,770万円~82万円 (通学中の災害の場合、1,885万円~41万円) | | |
| | | らいて発生した事件に起因する死 気に直接起因する死亡 | 死亡見舞金 2,800万円 (通学中の災害の場合、1,400万円) | | |
| 死 亡 | 亡 突然死 | 学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの | 死亡見舞金 <mark>2,800万円</mark> (通学中の災害の場合、1,400万円) | | |
| | | 学校の管理下において運動な どの行為と関連なしに発生した もの | 死亡見舞金 1,400万円 (通学中の災害の場合も同様) | | |

4 災害共済給付の財源

(1) 共済掛金

共済掛金の額(児童生徒等1人当たりの年額)は、下表「共済金額」のとおりであり、学校の設置者は、下表「保護者負担割合」の範囲内で当該設置者が定める額を児童生徒等の保護者から徴収し、契約人数分の共済掛金をJSCに支払う。

⇒ 共済掛金収入額(平成26年度) 16,429,477千円

児童生徒等1人当たりの年額

(平成28年5月現在)

| ### | ++ ×>++ | 負担割合 | | | |
|-----------------|---------|-------|-------|--|--|
| 学校種別 | 共済掛金 | 保護者負担 | 設置者負担 | | |
| 義務教育諸学校 | 920円 | 4割~6割 | 4割~6割 | | |
| 高等学校全日制 | 1,840円 | | | | |
| 高等学校定時制 | 980円 | | | | |
| 高等学校通信制 | 280円 | | | | |
| 高等専門学校 | 1,880円 | | | | |
| 幼稚園 | 270円 | 6割~9割 | 1割~4割 | | |
| 幼保連携型 認定こども園 | 270円 | | | | |
| 保育所等 特定保育事業 | 350円 | | | | |

※ 共済掛金は、政令で定める範囲内で、学校の設置者と保護者で負担します。

(2) 国庫補助

保護者と学校の設置者で負担する共済掛金を給付財源として、給付を実施

- ⇒ 死亡・障害に対する見舞金の額が、被災者の救済としては低額
- ⇒ 昭和53年度から、給付内容の大幅改善を決定

(ただし、給付改善のための財源について、保護者の負担を過重にしない)



災害共済給付に要する経費に対する国庫補助の導入

<補助額の算定>

義務教育諸学校:授業中・課外指導中の災害に対する給付経費の1/3相当 上記以外 :授業中・課外指導中の災害に対する給付経費の1/9相当

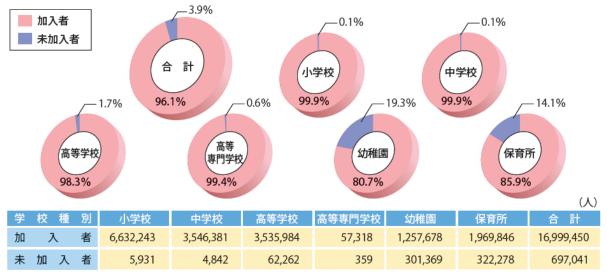
⇒ 災害共済給付補助金(平成26年度) 2,378,511千円

5 災害共済給付の実施状況

災害共済給付制度は、全国の学校(保育所)で、<u>児童生徒総数の**約96%**にあたる</u> 1,699万人(平成26年度)が加入している、国、学校の設置者及び保護者による互助共済制度であり、学校の管理下で発生した<u>約109万件</u>の事故災害に対し、**約210万件・約188億円**の給付を行っている。

(1)加入状況

○災害共済給付の加入状況(平成26年度)



⁽注) 未加入者数は文部科学省の学校基本統計等による平成26年度の児童生徒等総数から、平成26年度の災害共済給付契約に基づく児童生徒等の加入者数を引いたものです。

(2)給付状況

□発生件数・給付状況(平成26年度)

| 22 | 6 ±± | 扶 種 叫 | 新 Pil | | 太 猛 则 | | | 医療費(負傷・疾病) | | 障害見舞金 | | 死亡見舞金 | | 計 | |
|------|------|--------------|-------|-----------|--------|-----------|------------|------------|---------|-----------|---------|-----------|-----------|------------|--|
| 4 | 学校種別 | | ני | 発生件数(件) | 発生率(%) | 給付件数(件) | 給付金額(千円) | 給付率(%) | 給付件数(件) | 給付金額(千円) | 給付件数(件) | 給付金額(千円) | 給付件数(件) | 給付金額(千円) | |
| 小 | 〉学 | <u> </u> | 交 | 381,461 | 5.83 | 610,513 | 3,211,214 | 9.33 | 65 | 152,760 | 7 | 140,000 | 610,585 | 3,503,974 | |
| 中 | 9 | <u> </u> | 交 | 381,560 | 10.93 | 742,328 | 5,219,112 | 21.27 | 103 | 360,780 | 25 | 588,000 | 742,456 | 6,167,892 | |
| 高 | 全 | 日集 | ij | 256,234 | 7.76 | 648,657 | 7,054,673 | 19.65 | 216 | 909,590 | 13 | 322,000 | 648,886 | 8,286,263 | |
| 高等学校 | 定 | 時制 | 訓 | 2,462 | 2.50 | 5,079 | 46,407 | 5.17 | 5 | 20,510 | 0 | 0 | 5,084 | 66,917 | |
| 校 | 通 | 信制 | 訓 | 566 | 0.41 | 1,771 | 21,423 | 1.29 | 4 | 36,800 | 0 | 0 | 1,775 | 58,223 | |
| 高 | 等専 | 門学村 | 交 | 2,640 | 4.61 | 6,374 | 72,101 | 11.12 | 3 | 19,220 | 2 | 47,600 | 6,379 | 138,921 | |
| 幼 |) 稚 | É | E . | 21,724 | 1.73 | 34,067 | 165,175 | 2.71 | 3 | 5,020 | 1 | 28,000 | 34,071 | 198,195 | |
| 保 | 音 | ī P | F | 41,840 | 2.15 | 60,031 | 256,500 | 3.09 | 10 | 21,000 | 3 | 56,000 | 60,044 | 333,500 | |
| | Ē- | | | 1,088,487 | 6.47 | 2,108,820 | 16,046,609 | 12.53 | 409 | 1,525,680 | 51 | 1,181,600 | 2,109,280 | 18,753,889 | |

- (注) 1 上記のほか、へき地にある学校の管理下における児童生徒の災害に対する通院費5,161千円(2,553件)、供花料5,440千円(32件)、 東日本大震災特別弔慰金5,000千円(1件)の支給を行っており、これらを加えた給付金の合計額は、18,769,490千円
 - 2 発生件数とは当該年度中に最初に医療費の給付を行った災害の件数です。
 - 3 発生率=負傷・疾病の発生件数÷(加入者数-要保護児童生徒数)×100(%)
 - 4 給付率=医療費給付件数÷(加入者数-要保護児童生徒数)×100(%)
 - 5 金額は千円未満切捨てのため、合計金額は一致しないことがあります。

災害共済給付制度の歴史的経緯と法人の遷移

<昭和29年~33年>

学校の集団的災害が多数発生 ⇒ 国による災害補償制度立法化要請

- 全国学校安全会連絡協議会 都道府県教育委員長協議会 都道府県教育長協議会
- 全国校長会(小・中・高校)・全国PTA大会等

「日本学校安全会法」成立(昭和34年)

学校教育の円滑な実施に資するため、

「学校安全の普及充実に関する業務」「災害共済給付に関する業務」を行う日本学校安全会を設立

- 学校安全の普及充実を重視し、

※法律案上提の際、自民党の総務会審議において、 学校安全の普及充実を重視し、「学校安全の普及発事業を先行すべき」との修正意見 給付業務と一体となった運営

日本学校安全会(特殊法人)(昭和35年)



⇒給付に要する経費に対する国庫補助金制度の導入

- ・死亡見舞金の大幅引上げ(300万円 ⇒ 1,200万円)
- ・障害見舞金の大幅引上げ(1級:400万円 ⇒ 1,500万円)
- 非義務教育の設置者の掛金一部負担
- 「日本学校健康会法」成立(昭和57年)
- 日本学校健康会(特殊法人)(昭和57年)



• 「日本体育・学校健康センター法」成立(昭和60年)

日本体育・学校健康センター (特殊法人) (昭和61年)



• 「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」成立(平成14年)

独立行政法人日本スポーツ振興センター (平成15年)

市場化テスト事業選定に関するヒアリング(平成23年~25年)

業務フロー・コスト分析の結果を踏まえ、外部委託することのできないコア業務(審査・給付 業務)と、外部委託検討可能な定型業務(受付・入力業務)への仕分けを実施。

定型業務について、民間委託の導入可否を検討。

災害共済給付業務は、市場化テストの対象として適当な事業であるとは判断されなかった。 ⇒JSCが示した業務改善の自主的な取組の考え方に基づき、自主的な業務改善を推進

(例)・人材派遣の試行的導入

・定型業務の一部(入力作業)にパートタイマーを活用

対象となる範囲の拡大(特定保育事業の追加)(平成27年)

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、新たに整備された、「小規模保育事業」や「家庭的 保育事業」等にも災害共済給付制度を適用させることが必要と判断し、議員立法により法案提出

全会一致で法律改正

災害共済給付と各共済の比較

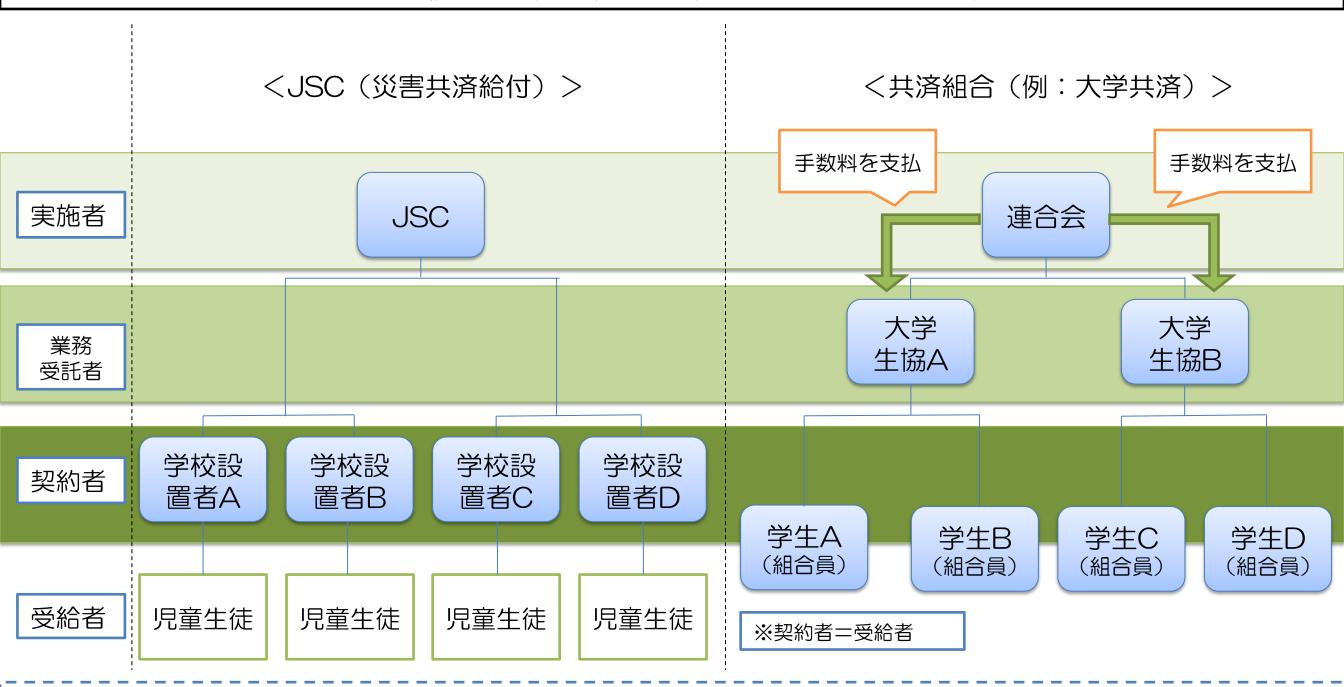
| | | JSC(災害共済給付) | 全労済 (こくみん共済:キッズワイドタイプ) | | | |
|-----------|---------|--|--|--|--|--|
| 対象者【加入者数】 | | 幼・保~高校・高専生【約1,700万人】 ※精神疾患を含め既往歴に関係無く契約可能 | 大学生【68万人】 | 〇歳~14歳【 一 】 | | |
| | 対象の範囲 | 学校の管理下 | 24時間 | 24時間 | | |
| | 掛金(年額) | <u>270円〜1,880円</u> ※学校の設置者と保護者で負担 | <u>12,800円</u> ※全額学生が負担 | <u>19,200円</u> ※全額保護者が負担 | | |
| 主な補償 | 通院•入院 | 医療保険の自己負担額+医療保険総額の1割を加えた額 【10年間限度】 入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、 その額を加算 | 入院:10,000円/日【200日限度】 手術:50,000円/回 <事故・ケガの場合> 通院:2,000円/日【90日限度】 ※入院・通院で5日以上の場合 固定具使用期間:2日で2,000円 (365日) 手術:10,000円/日 長期入院:200,000円/回 (60日、180日、270日連続入院の 通院:3,000円/日【90日限度 骨折・脱臼等:65,000円/回 | | | |
| 償内容 | 障害 | <u>3,770万円〜82万円</u> (通学中は、1,885万円〜41万円) | 事故・ケガ: <u>600万円〜24万円</u> 病気:600万円〜540万円(3級まで) | 交通事故 : <u>270万円〜12万円</u> 不慮の事故:180万円〜8万円 | | |
| | 死亡 | <u>2,800万円</u> (突然死・通学中は、1,400万円) | 病気・事故:200万円 その他 : 100万円 | <u>交通事故 : 800万円</u> 不慮の事故 : 600万円 病気 : 400万円 | | |
| | | | | | | |
| | 契約者 | <u>学校の設置者</u> | 学生又は学生と同一世帯に属する人(個人) | <u>保護者(個人)</u> | | |
| | 給付件数 | 2,109,280件 | 43,036件 | _ | | |
| | 職員数 | 109人(常勤)49人(非常勤) | 50人(連合会本部のみの数) | 3,570人(常勤のみの数) | | |
| | 掛金収入 | 204億円 ※3) | 86.6億円 ※4) | 5,086.8億円 | | |
| | 給付額 | 188億円 | 33.6億円 ※4) | 3,216.7億円 共済全体 | | |
| | 事業経費 | <u>16億円</u> | <u>33.2億円</u> ※4) | 1,226.0億円 | | |
| - 1 | 損害率 ※1) | 92.2% | 38.8% | 63.2% | | |
| 事 | 業費率 ※2) | 7.8% | 38.3% | 24.1% | | |

⁽注)表中のデータは、JSC及び全労済は平成26年度実績、大学生協は平成27年度実績(事業期間:H26.10~H27.9)である。次ページ以降同じ。

^{※1)} 損害率 : 掛金収入に占める給付金支払の割合 ※2) 事業費率: 掛金収入に占める事業経費の割合

^{※3)}共済給付補助金24億円、事業経費分として運営費交付金16億円を加算 ※4)火災共済分を含む

JSC(災害共済給付)と共済組合とのスキームの比較



- ・共済組合の場合、契約者は組合員である個人である。現状、会員組織等(例:各大学の大学生協)に一部業務を委託しており、業務受託者は、一般に、実施者と別組織であるため、業務受託者に対し、<u>手数料を支払っている</u>。
- ・災害共済給付は、学校設置者を契約の相手方として、JSCが直接実施するものであり、契約の当事者としての事務作業等には手数料は不要。
- ・災害共済給付の補償対象である、幼・小・中・高校生及び学校の設置者の双方を組合員とする共済組合はない。
- ・組合に加入するには、出資金(通常5,000円~30,000円程度)を支払う必要があること、卒業(脱退)時には出資金を返済する必要があることから、一時的な保護者負担や事務コストが発生する。
- ※民間保険の場合も、基本スキームは共済組合と同様。(契約者は個人、代理店等の仲介あり)

事業経費の試算

公表されている情報からは詳細なコスト比較はできないため、以下の条件で事業経費を試算する

- ●事業規模(給付額)を188億円と設定(災害共済給付と同額)
- ●損害率・事業費率は、各々の実績値(ただし、委託手数料相当分を除外して算出)を使用

| | 災害共済給付 | 学生総合共済 | 全労済 | 備 考 |
|---|---------|------------------------|----------------------|---|
| 事業経費 (人件費·物件費·委託手数料) | 16.0億円 | 33.2億円 | 1,226.0億円 | |
| うち委託手数料 | なし | 11.3億円 | 126.4億円 | |
| 改事業経費 (委託手数料除いた経費) | 16.0億円 | 21.9億円 | 1,099.6億円 | 左記の金額から他の共済制度の事業費率を算出 |
| 改損害率(A) | (92.2%) | 44.6% | 64.8% | 掛金収入に占める給付金額 (給付金額)/(掛金収入-委託手数料相当分) |
| 改事業費率(B) | (7.8%) | 29.1% | 22.2% | 掛金収入に占める事業経費の割合 (改事業経費)/(掛金収入-委託手数料相当分) |
| 事業経費試算 (災害共済給付の事業経費と比 較した場合の事業経費増分) | _ | 122.6億円 (106.6億円の増) | 64.4億円 (48.4億円の増) | 災害共済給付の給付額:188億円(C) 災害共済給付と同額の給付額と仮定した場合の事 業経費(C×B/A) |
| 費用負担増の可能性のある金額 | _ | 106.6億円 十委託手数料 | 48.4億円 十委託手数料 | |
| | | | | |

仮に既存の全国規模の共済制度を活用して災害共済給付業務を実施する場合、 48.4億円~106.6億円以上の費用増加の可能性がある。

民間保険との比較

●収支構造の違い(割合)

【災害共済給付】

| (収入) 掛金 補助金 | 81 11 | (支出) 給付金 | 92 |
|-------------------|----------|-------------------------------------|--------------------------------|
| 運営費交付金 | 8 | 事業経費 | 8 |
| 【民間保険】 | | | |
| (収入) 保険料 | 100 | (支出) 支払 間接コスト 代理店手数料 利益 | 60~65 20~25 10~15 3~5 |



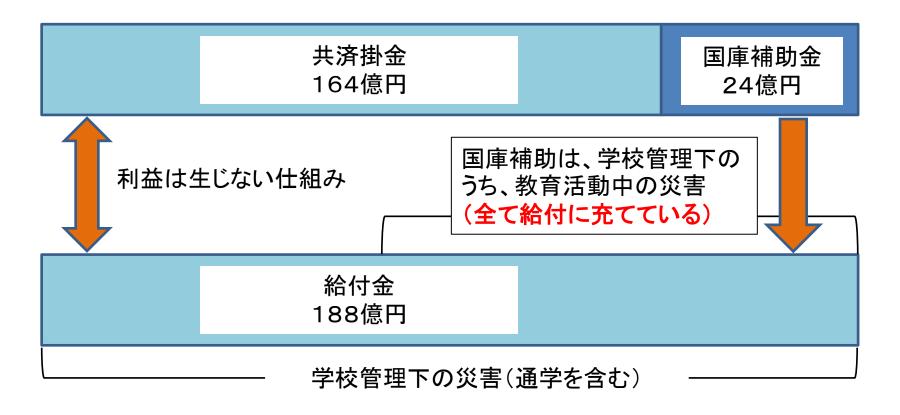
- ※1) 損害率 :保険料収入に占める保険金支払の割合
- ※2) 事業費率:保険料収入に占める事業経費の割合
- ※3) 民間保険の事業経費は、給付額が188億(災害共済給付実績) であることを前提に、損害率と事業費率から試算したもの。

(参考) 平成27年版 インシュアランス損害保険統計号 保険研究所

【民間保険で実施する場合に整理すべき課題】

- ・災害共済給付制度は、生保と損保の特徴を兼ね備えたものであるが、保険業法上、保険会社は生保と損保の兼業が禁止されている。
- 年間210万件の給付に対応するためには、民間保険会社に新たな受入れ体制の構築が必要となる。⇒ただし、業務を受託できるかは、競争入札の結果次第となる。
- 申請事務において学校・学校設置者の協力をお願いしているが、民間保険会社が実施する場合も同様に協力体制が継続できるか確認が必要である。
- 医療機関等で発行してもらう文書料(証明料)を、現在は医師会等に無償協力をお願いしているが、民間保険の請求のための証明は有料である。
- 給付業務だけでなく、学校安全の普及充実のための学校安全支援業務と一体となった事業運営が求められている。

災害共済給付事業と国庫補助金の関係



以上より、独立行政法人日本スポーツ振興センターに 利益 は生じない 仮に、収入が支出(給付)を上回り、ストックが生じた場合、 翌年度以降の給付事業に充当 する。

※国庫補助金24億円の他、事業経費分として16億円が運営費交付金により充てられている。

(参考) 関係法令

■独立行政法人通則法

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの(以下この条において「公共上の事務等」という。)を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

■独立行政法人日本スポーツ振興センター法

(業務の範囲)

第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う

七 学校の管理下における児童生徒等の災害(略)につき、当該児童生徒等の保護者(略)又は当該児童 生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあっては当該生徒若しくは学生その他政令で 定める者に対し、災害共済給付(略)を行うこと。

■保険業法

(免許)

第三条 保険業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、行うことができない。

- 2 前項の免許は、生命保険業免許及び損害保険業免許の二種類とする。
- 3 生命保険業免許と損害保険業免許とは、同一の者が受けることはできない。

■消費生活協同組合法

(最大奉仕の原則)

第九条 組合は、その行う事業によつて、その組合員及び会員(以下「組合員」と総称する。)に最大 の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

(事業の利用)

第十二条

3 組合は、組合員以外の者にその事業を利用させることができない。ただし、次に掲げる場合に該当する場合は、この限りでない。

(組合員の資格)

第十四条 消費生活協同組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。 ただし、法人は、組合員となることができない。

- 地域による組合にあつては、一定の地域内に住所を有する者
- 二 職域による組合にあつては、一定の職域内に勤務する者

(出資)

第十六条 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。